

弁護士に聴く



**判例から見る
労働トラブルの
防止対策**

弁護士 宮澤俊夫

40

正社員・契約社員間の 労働条件格差



一、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

労働契約法二〇条は、「有期労働契約を締結している労働者の労働条件が、

内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならぬ」と定めています。

同条をめぐり下された裁判例は、これまでにハマキヨウレックス事件一審判決（大津地裁彦根支



期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の内容である労働条件が、締結している労働者の労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の

期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の内容である労働条件が、締結している労働者の労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の

欄で、森弁護士・庄司弁護士が解説しておりますので、右ハマキヨウレックス事件をご紹介します。

二、事案の概要

ハマキヨウレックスは、貨物自動車運送事業を営む東証一部上場会社で、従業員数は四五九七人（うち正社員六六二人、

るとして、正社員と同一の権利を有する地位にあることの確認や正社員と同額の支払い等を求めて提訴しました。

一審裁判所は、正社員と同一の権利を有すると主張は排斥し、無事故手当等の支給に関する正社員との相違は、会社の経営・人事上の施策として不合理なものとはいえないとし、通勤手当についてのみ同法に反するとして、その支払いを命じました。

三、大阪高裁 判決要旨

同法二〇条の

臨時雇用者三九三五人）。同社との間で、期間の定めのある労働契約を締結している労働者の労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の

不合理性の判断は、有期契約労働者と無期契約労働者との間の労働条件の相違について、職務内容、当該職務の内容及び配置の変更その他の事情を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されるべきである。

ライバーの育成や安全の輸送による顧客の信頼の獲得といった目的は、正社員と契約社員のドライバー両者に要請されるものであり、無事故手当を契約社員に支給しないことは不合理である。正社員の職務内容とは無関係に支給されることから、不合理と認められる。正社員には転勤が予定されており住宅コストの増大が見込まれることからすると不合理であるといふことはできない。皆勤手当については、その不支給が不合理と認めることまではできない。通勤手当については、通勤のため要した交通費を補填する性質のものである以上、職務内容等と無関係に支給されるものであり、支給しないことは不合理である。（愛知県雇用労働相談センター代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員）

無事故手当の、優良ド

イラスト・源 安孝